

運営に関する基準

1 勤務体制の確保等

基準

指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

【基準条例 第146条において準用する第108条第1項】

事例

- ✓ 介護老人保健施設に併設する事業所において、老健本体と兼務関係にある職員（理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士など）の勤務時間の把握（記録）が不十分なものとなっている。

指導・ポイント

- 事業所における従業員等の日々の勤務時間（職種別）や兼務関係等を勤務表上明確にすること。

介護報酬

1 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）（H30 改正事項）

基準

(3) 通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、説明した内容について医師へ報告すること。

【大臣基準告示 第 25 口】

事例

✓ 医師への報告した旨の記録が確認できなかった。

指導・ポイント

➤ 医師への報告は明瞭に行い、またその記録も正確に記載すること。

2 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）（H30 改正事項）

基準

(2) 通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。

【大臣基準告示 第 25 ハ】

事例

✓ 記録上、医師が利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た旨が確認できなかった。

指導・ポイント

➤ 医師が計画について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得た旨を明確に記録すること。